

小売業の労働災害をなくそう!!

群馬労働局 労働基準部 健康安全課

平成 28 年に群馬労働局管内で発生した休業 4 日以上の労働災害のうち、**小売業は 11.4%**を占めており、全産業に占める割合は増加傾向にあります。

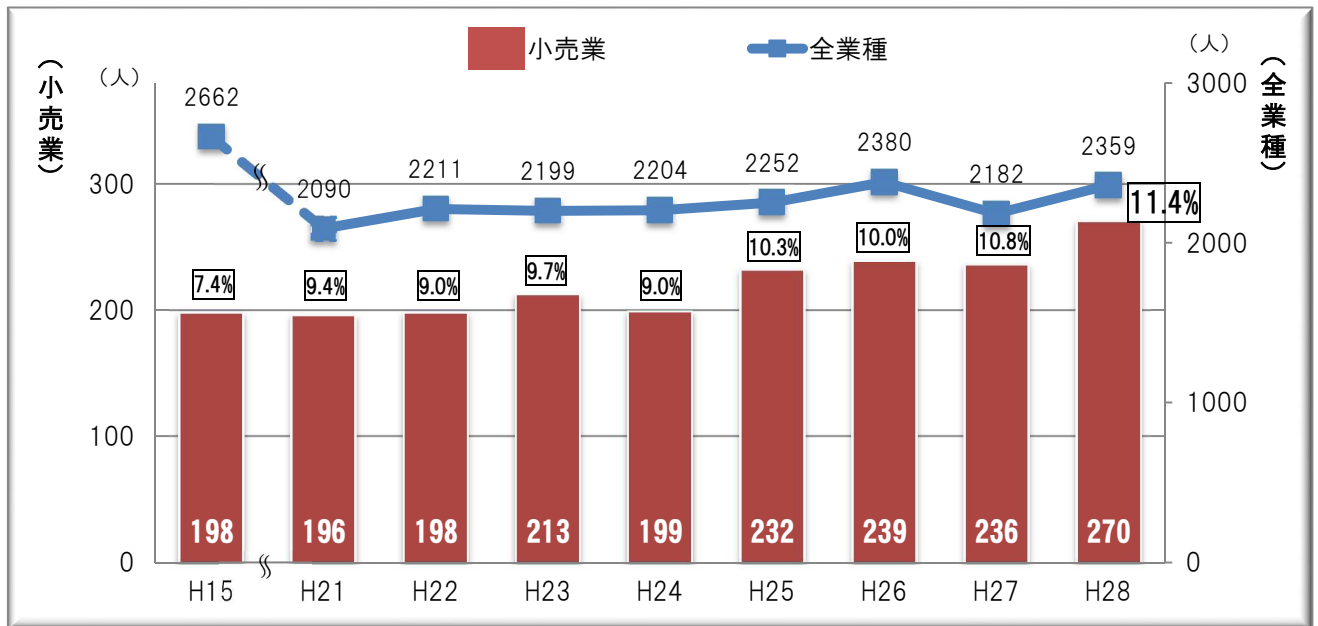


図-1 全業種及び小売業における労働災害発生年別推移
資料:労働者死傷病報告

小売業の内訳では、**転倒災害 (33.3%) が最も多く**、次いで交通事故 (15.6%)となっています。

転倒災害については、高い割合で推移しています。

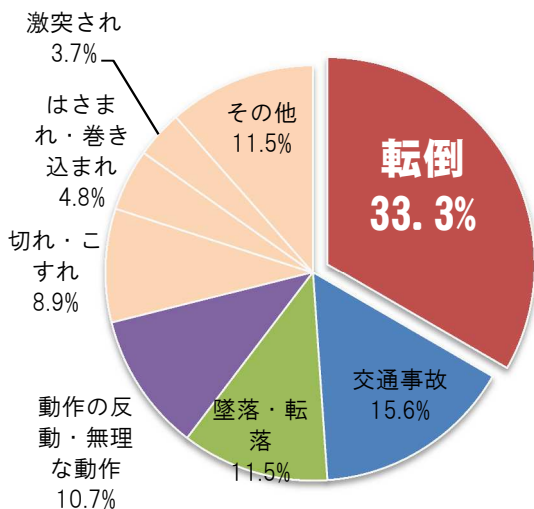


図-2 小売業での事故の型別労働災害発生状況(平成 28 年)
資料:労働者死傷病報告

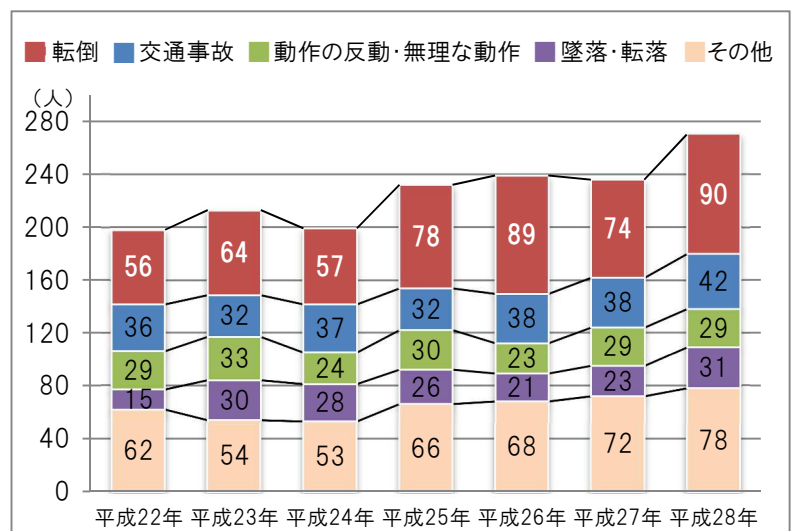


図-3 小売業での年別・事故の型別労働災害発生状況
資料:労働者死傷病報告

小売業における労働災害の主な発生原因は概ね以下のように分類されます。

	転倒	交通事故	墜落、転落	無理な動作 動作の反動	切れ、こすれ	巻き込まれ、 はさまれ	激突され	激突	飛来、落下	その他	総計
通路、階段、作業床等	41		13	5				4			63
環境等（風雪、凍結した路面など）	20	4								1	25
はしご等	1		12								13
手工具（包丁、カッター等）					16						16
人力運搬機（かご車等）	5	1			1	4	5		1		17
その他の装置等	10		1	1	1	2		3	1	5	24
トラック	2	1	3				1	1	1		9
乗用車、バス、バイク	5	36	1				1	1		1	45
荷	1			18		1	1	1	4	2	28
動力機械（食品加工用機械、ロール機等）				1	5	4				1	11
その他	5		1	4	1	1	2		2	3	19
総計	90	42	31	29	24	13	10	9	9	13	270

図-4 小売業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況(平成 28 年) 資料:労働者死傷病報告

転倒災害

災害の多くは、**通路や作業場**でつまずいたり、滑ったりして発生しています。物等の整理整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用が原因です。

通路等の整備や安全教育を行いましょう。

つまずき対策 = 4S(整理・整頓・清潔・清掃)の徹底

- ・通路、作業床・歩み板に物を置かない
- ・床面の凹凸をできるだけなくす
- ・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す
- ・通路、作業床・歩み板の照明を明るくする

すべり対策

- ・荷台、通路などの床面をよく清掃する
- ・耐滑性のある靴を使用する

筋力の衰えを防ぐ

簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です

《災害事例》 52歳・男性

荷物を運搬中、荷物で足元が見えず足を踏み外して転倒した。

(休業6か月の骨折)



交通事故

交通事故は**車やバイクでの配達中**に多く発生し、主な原因は交通ルールの不履行や悪路での減速不足等となっています。

安全な作業計画と交通労働災害防止担当者による教育を行きましょう。



《災害事例》 44 歳・男性
新聞配達中に、交差点でトラックと出会い頭に衝突した。(全身打撲傷で死亡)

転落災害

脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上等からの転落が多発しています。高さに合わない短いはしごや、不安定な荷上及び不安定な踏み台の使用が原因です。

安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。



《災害事例》 56 歳・女性
高さ60cmの踏み台上で品出し中、足を踏み外して転落した。(休業1か月の打撲傷)

動作の反動、無理な動作災害（腰痛）

物を持ちたり、運搬中に多発しており、中腰で持ち上げたり、運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は膝型を守り、重量制限や運搬機械の活用をしましょう。



《災害事例》 62 歳・女性
商品仕分け作業中に中腰で 5~10kg 程度の商品を持ったところ腰痛で動けなくなった。(休業6か月の腰痛)

切れ・こすれ災害、 はさまれ・巻き込まれ災害

店舗の食品加工場においてスライサー機や包丁によるものが多く、物の鋭角部による災害もみられます。

回転刃等を内蔵している機械は、手が入らない方策や、刃工具類は手袋を使用しましょう。

人力運搬機（ロールボックスパレット、台車等）と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しましょう。

床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしましょう（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため）。



《災害事例》 55 歳・女性
精肉加工室でスライサー取扱中に、目詰まりを直そうと投入口に手を入れた際、巻き込まれてしまった。(休業1か月の骨折)

安全で安心な職場をつくりましょう

小売業では、多くのパート、アルバイト、派遣従業員などが働いています。安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客サービスの向上にもつながります。雇用形態に関わらず、従業員全員が積極的に安全衛生活動に取り組むことが重要です。

4S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆4Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。
- ◆4S活動は、労働災害の防止だけでなく、**作業のしやすさ、作業の効率化**にも期待できます。



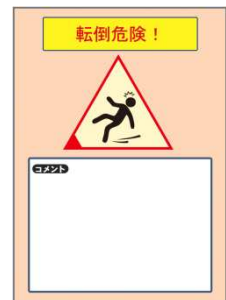
転倒なし(テントウムシ)運動 実施中!

KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。
- ◆作業の時は、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動確認し、「うっかり」「勘違い」「思い込み」などを防止します。

危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆危険の「見える化」は、職場の危険を可視化(=見える化)し、**従業員全員で共有すること**です。



安全衛生教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆特に、はじめて職場に就いた従業員には雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

安全意識の啓発 = 全員参加

- ◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、**正社員、パート、アルバイト、派遣にかかわらず、従業員も全員参加**することが重要です。

安全推進者の配置

- ◆安全活動は「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。旗振り役として「**安全の担当者**」=「**安全推進者**」を配置しましょう。

